

大阪市立美術館
ユニークベニューご利用案内

1 ユニークベニューとは

歴史的建造物や文化施設等で、会議やイベント、レセプション等を開催することで、特別感を演出できる会場を、ユニークベニューといいます。

開放感溢れる空間を利用したファッションショーやレセプション、各種イベントの開催が可能です。

2 ご利用可能場所

名称	屋内 /外	面積	人数目安 (着席/シアター)	飲食	備考
2階 特別室	屋内	約 76 m ²	14 人 / -	可	
3階 ワークルーム	屋内	約 114 m ²	24 人 / 60 人		
1階 中央ホール	屋内	約 633 m ²	60 人 / 200 人		
1階 じゃおりうむ	屋内	約 353 m ²	60 人 / 200 人	不可	
テラス	屋外	約 300 m ²	-	可	

3 ご利用可能時間

開館日 午後 6 時から午後 10 時まで（夜間開館日を除く）

休館日 午前 9 時から午後 10 時まで（夜間は応相談）

- (1) ご利用可能時間には、原則として準備・撤去の時間も含みます。
- (2) ご利用可能時間内であっても、年末年始、工事、メンテナンス、イベント等によりご利用いただけない場合があります。

4 利用料金 (公共公益利用時の金額)

区分	料金(税抜き)	備考
3階 ワークルーム	3,700 円/時	商業利用は別途見積
1階 じゃおりうむ	27,000 円/時	商業利用は別途見積

* なお、2階特別室・1階中央ホール・テラスのご利用については、公共公益利用及び商業利用ともに、別途お見積りいたします。

(1) 料金には基本的な光熱水費が含まれます。

(2) 以下については別途実費をご負担いただきます。

ア 駐車場・会場内アテンド、看板等の作成・設置、会場設営、ケータリング等
(ご利用者にて手配していただきます。)

イ 施設内の受付・看視・警備・清掃等に係る費用 (※別途契約していただきます。)

5 申込み手続き

- (1) 最終ページに記載している電話番号またはメールアドレスにてご連絡ください。その後、企画書や使用概要の分かるものをメールにて大阪市立美術館までご提出ください。なお、必要事項が記入されていない場合、または「6 ご使用の制限」にある事項に該当した場合は使用できませんので、予めご了承ください。
- (2) 当館と協議のうえ、使用希望日 30 日前までに当館担当者と打ち合わせいただき、使用が決定した時点で、「大阪市立美術館ユニークベニュー施設使用申込書」および「大阪市立美術館ユニークベニュー施設使用契約書」に必要事項を記入、押印してご提出ください。
- (3) 上記書類の内容を審査させていただき、ご使用いただける場合のみ予約金請求書を送付いたします。予約金は予約金請求書発行後 30 日以内、又は、使用日まで 30 日以内の場合は直ちにお支払いください。お支払いを確認した時点で契約成立となります。
- (4) 予約金は基本利用料金に充当します。なお延長料金及び有料の付帯設備・備品料金が生じた場合は、別途ご請求いたしますので、使用日の 10 日後までにお支払いください。
- (5) 予約金等のお支払いは当館の指定口座にお振込みください。なお、振込手数料は申込者にてご負担願います。
- (6) 使用当日に発生した費用は、使用終了後に請求書を送付いたしますので、発行後 10 日以内にお支払いください。
- (7) 下見を希望される場合は、事前に当館までご連絡ください。

6 ご使用の制限

以下の項目に該当する場合は、契約成立後または使用途中であっても、使用の取り消し、または中止させて頂く場合があります。また、このために生じた損害の賠償について当館は一切の責任を負いませんのでご了承ください。

- (1) 利用申込書の内容に虚偽の記載が認められた場合もしくは使用目的・使用内容等が当館の承諾した目的・内容等と異なった場合。
- (2) 指定の期日までに予約金または使用料金のお支払いがない場合。
- (3) 本使用規定の禁止事項及び注意事項を遵守しなかった場合もしくは指示に従わない場合。
- (4) 展示パネル、床養生等の会場設営機材に可燃物が使用されている場合。(不燃物の使用が原則です。可燃物の持ち込みは固くお断りいたします。)
- (5) 関係諸官庁から中止命令が出た場合。
- (6) 大規模地震対策特別措置法により、警戒宣言が発令された場合。
- (7) 暴力的または反社会的勢力の利益になると認められた場合。
- (8) 当館の管理・運営上に支障が認められた場合。
- (9) その他会合として不適切な場合。
- (10) 大阪府下に緊急事態宣言が発出した場合。
- (11) 「大阪市立美術館ユニークベニユーにおける慶沢園ご利用案内」と「大阪市立美術館ユニークベニユーに係る慶沢園使用規定」に記載する禁止事項、許可条件及び注意事項を遵守しなかった場合もしくは指示に従わない場合（慶沢園を利用する場合に限る）。

7 禁止事項

以下の行為は禁止です。

- (1) 当館を使用する権利を第三者に譲渡もしくは質権等の担保として設定すること。
- (2) 公の秩序及び善良なる風俗を乱す恐れがある行為。
- (3) 収容人員を超えて入場させること。
- (4) 宗教・思想に関する（勧誘を含む）行為。
- (5) 当館を含む建物、付帯設備を破損・汚損及び滅失する恐れがある行為。
- (6) 当館を含む建物及び敷地内における看板、ポスターの掲示及びチラシ等の配布。
- (7) 建物、付帯設備への釘、画鋸、ピン打ち、テープ貼り等を行うこと。
- (8) 来館者、他の利用者に迷惑を及ぼす恐れがある行為（鳴り物、騒音等）
- (9) 楽器の使用（カラオケを含む）※但し演奏目的の使用に限り、了承する場合がありますので、事前にお問い合わせください。
- (10) 危険物の持ち込み及び火気の使用。
- (11) 盲導犬、介助犬、聴導犬以外の動物の持ち込み。
- (12) 当館での動植物の採取
- (13) 当館が承認した内容以外の販売行為。

(14)当館の承認を得ずに、商品の販売促進活動を行うこと。なお当館内商業店舗の利益を損なう場合には、当館よりお断りすることがあります。

*その他詳細は、『大阪市立美術館ユニークベニユー施設使用規定』【PDF】をご参照ください。

8 その他

当館におけるユニークベニユー事業は、「大阪市立美術館ユニークベニユー事業実施要綱」に基づき実施します。

9 問合せ先・申請書等提出先

大阪市立美術館

住 所：〒543-0063 大阪府大阪市天王寺区茶白山町 1-82（天王寺公園内）

電 話：06-6771-4874

メール：info@osaka-art-museum.jp

担 当：大阪市立美術館 総務課

※本ご利用案内は令和7年 10月1日現在のものであり、予告なく変更する場合がありますのでご了承ください。

20250401

更新 20251001